

ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和 8 年度版>

(別添)

無床診療所の場合

これまでの
ベースアップ評価料の届出

ベースアップ評価料 (II) の
対象かどうか

R8.6 から算定する
ベースアップ評価料

届出に必要な
様式

R8.3月以前から
ベア評価料を算定している

ベア評価料 (I) のみ
<大半の診療所>

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
の注 5

様式95

ベア評価料 (II) の対象
<ベア評価料 (I) のみでは賃上げ原
資が大きく不足する一部の診療所>

外来・在宅
ベースアップ評価料 (I) の注 5 と
ベースアップ評価料 (II) の注 5

様式95・96

高い
点数

R8.4又は5月から
ベア評価料を算定開始

R8.6月以降に算定開始
(これまでベア評価料は
算定していない)

下記以外

ベア評価料 (I) のみ
<大半の診療所>

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

様式95

ベア評価料 (II) の対象
<ベア評価料 (I) のみでは賃上げ原
資が大きく不足する一部の診療所>

外来・在宅
ベースアップ評価料 (I) と
ベースアップ評価料 (II)

様式95・96

R6年度～R8年度の
賃上げ実績(計5.5%、
事務職員は8%相当)
を示せる

ベア評価料 (I) のみ
<大半の診療所>

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
の注 5

様式95・98

ベア評価料 (II) の対象
<ベア評価料 (I) のみでは賃上げ原
資が大きく不足する一部の診療所>

外来・在宅
ベースアップ評価料 (I) の注 5 と
ベースアップ評価料 (II) の注 5

様式95・96・98

高い
点数

ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

有床診療所の場合

これまでの
ベースアップ
評価料の届出

入院ベースアップ評価料 と
外来・在宅ベースアップ評価料 (II)
のいずれを選ぶか

R8.6 から算定する
ベースアップ評価料

届出に必要な
様式

有床診療所では、入院ベースアップ評価料と外来・在宅ベースアップ評価料(II)を選択できます。
多くの有床診療所では入院ベースアップ評価料の方が算定できる総点数が高くなりますが、入院患者
が極めて少ない場合、外来・在宅ベースアップ評価料(II)のほうが総点数が高くなる場合があります。

R8.3月以前から
ベア評価料を
算定している

入院ベースアップ評価料
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と
入院ベースアップ評価料

様式95・97・
98

外来・在宅ベースアップ評価料
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と
外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注5

様式95・96

※入院ベースアップ評価料又は外来・在宅ベースアップ評価料(II)のいずれかを算定していた場合をいいます。
外来・在宅ベースアップ評価料(I)のみを算定していた場合は、「算定していない」の選択肢に進んでください。

R8.4又は5月から
ベア評価料を
算定開始

R8.6月以降に
算定開始
(これまでベア評価料を
算定していない)

入院料には令和6年度改定によるベースアップ評価料が含まれているため、令和8年3月ま
でにベースアップ評価料を算定していなかった医療機関は、入院料の一部が減算されます。

下記以外

入院ベースアップ評価料
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)と
入院ベースアップ評価料

入院料
減算対象

様式95・97

外来・在宅ベースアップ評価料
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)と
外来・在宅ベースアップ評価料(II)

入院料
減算対象

様式95・96

R6年度～
R8年度の
賃上げ実績
(計5.5%、
事務職員は
8%相当)
を示せる

入院ベースアップ評価料
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と
入院ベースアップ評価料

様式95・97・
98

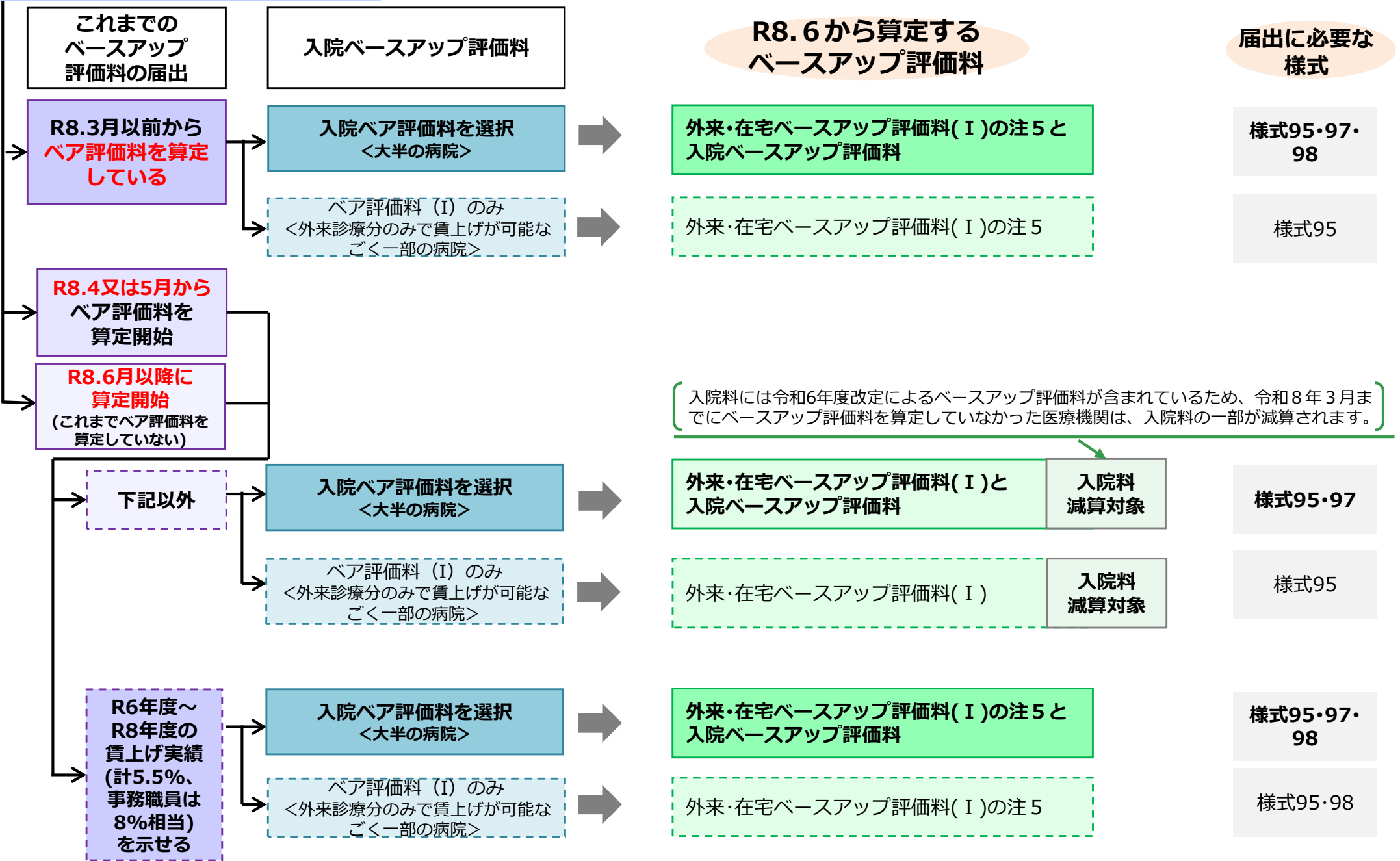
外来・在宅ベースアップ評価料
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と
外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注5

様式95・96・
98

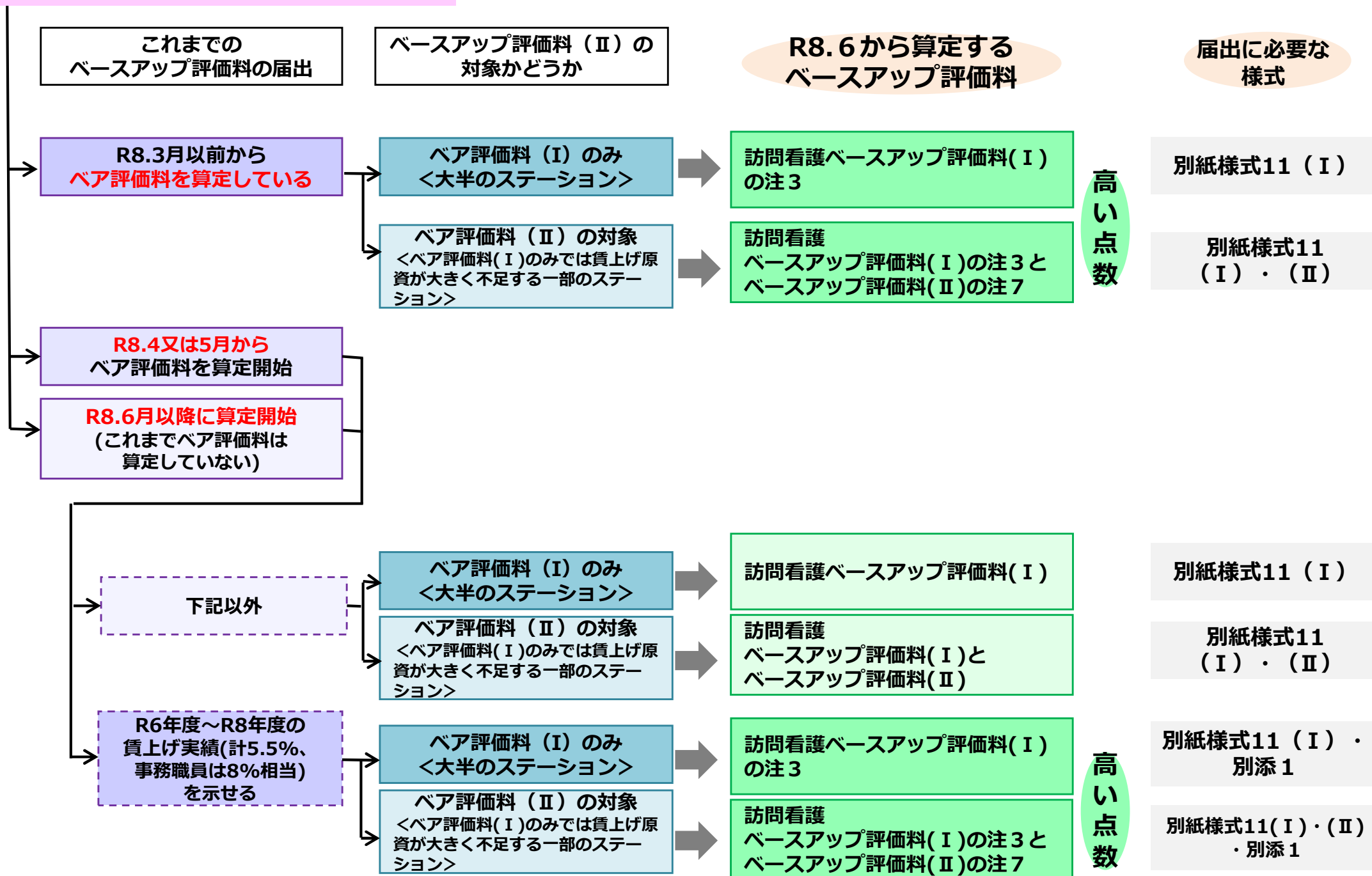
ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和 8 年度版>

病院の場合



ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和 8 年度版>

訪問看護ステーションの場合



これまでにベースアップ評価料を届け出ている、
令和8年6月以降も算定を続けるには、**改めて、令和8年5月中に**届出が必要です

必要な手続き

令和8年5月

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、該当の様式を提出

↓

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

令和8年8月

8月中に、令和7年度「賃金改善実績報告書」を提出（令和7年度の実績を報告）

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出（令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

令和9年5月

令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和8年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定する場合には届出は不要

令和9年8月

8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出（令和8年度の実績を報告）

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出（令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

令和7年度の算定に関する手続き

R7年度
実績報告書

8月

令和8年度の算定に関する手続き

届出書

5月

算定期間（6月から翌年5月）

R8年度
中間報告書

8月

R8年度
実績報告書

8月

令和9年度の算定に関する手続き

※届出書

5月

算定期間（6月から翌年5月）

R9年度
中間報告書

8月

ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、該当の様式を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出（令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和8年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定する場合には届出は不要

8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出（令和8年度の実績を報告）

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出（令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

令和8年度の算定に関する手続き

届出書
5月

算定期間（6月から翌年5月）

R8年度
中間報告書
8月

R8年度
実績報告書
8月

令和9年度の算定に関する手続き

※届出書
5月

算定期間（6月から翌年5月）

R9年度
中間報告書
8月

令和8年6月以降にはじめて調剤ベースアップ評価料を算定する保険薬局向け

調剤ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、**様式103** を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善**中間**報告書」を提出（令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

※様式104を提出

令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和8年度から継続して調剤ベースアップ評価料を算定する場合には届出は不要

8月中に、令和8年度「賃金改善**実績**報告書」を提出（令和8年度の実績を報告）

8月中に、令和9年度「賃金改善**中間**報告書」を提出（令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

※様式104を提出

算定期間（6月から翌年5月）

届出書

5月

R 8年度
中間報告書

8月

R 8年度
実績報告書

8月

※届出書

5月

算定期間（6月から翌年5月）

R 9年度
中間報告書

8月

令和8年度の算定に関する手続き

令和9年度の算定に関する手続き

ベースアップ支援料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

令和8年5月

必要な手続き

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、**様式101** を提出

令和8年6月からベースアップ支援料の算定開始

令和9年8月

8月中に、令和8年度「**実績報告書**」（様式102）を提出（令和8年度の実績を報告） ※様式102を提出

令和10年8月

8月中に、令和9年度「**実績報告書**」（様式102）を提出（令和9年度の実績を報告） ※様式102を提出

令和8年度の算定に関する手続き

届出書

5月

算定期間（6月から翌年5月）

R 8年度
実績報告書

8月

令和9年度の算定に関する手続き

算定期間（6月から翌年5月）

R 9年度
実績報告書

5月

5月

8月